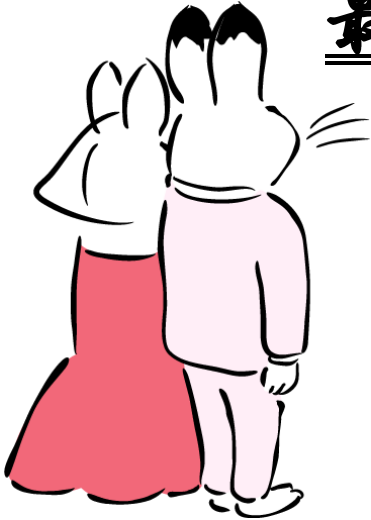


新婚世帯を応援します！

婚姻後藤井寺市に居住すると、

最大30万円の補助が受けられます！



令和5年4月1日以降に支払った以下の費用が対象です

- 家賃最大3か月分（共益費含む）
- 敷金・礼金
- 仲介手数料
- 引越し費用（引越し業者又は運送業者を利用した場合のみ）
- 住宅を取得した際に要した費用

補助対象の新婚世帯

- 令和5年3月1日～令和6年3月31日の間に婚姻している
- 結婚を機に新たに藤井寺市に住居を取得または賃借し、居住を開始している
- 夫婦ともに婚姻時の年齢が39歳以下である
- 夫婦の所得が合計400万円以内である

その他にも要件がありますので、詳しくは裏面をご確認ください⇒

申請期間及び必要書類

申請期間は、

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで！

※ただし、予算限りの事業であるため申請はお早めに…。

必要書類は、

申請日や各世帯により異なる為、必ずお問い合わせください。

必要書類について、詳しくは裏面をご確認ください⇒



問い合わせ先

藤井寺市子ども未来部子育て支援課

市役所2階22番窓口

TEL 072-939-1162

市HPはこちらから⇒



藤井寺市結婚新生活支援事業 補助対象要件チェックシート（令和5年度版）

申請前に、下記の補助対象要件を満たしているかご確認ください。

チェック欄	対象要件(下記のすべてに該当していること)
<input type="checkbox"/>	令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている。
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得を合算した金額が400万円未満である。 ※ 令和5年4月1日～令和5年5月31日までに申請した場合は、令和3年中の所得とする。【令和4年度所得】 令和5年6月1日～令和6年3月31日までに申請した場合は、令和4年中の所得とする。【令和5年度所得】 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得証明記載の当該年中に返済した金額を、所得から控除できるものとする。
<input type="checkbox"/>	夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である。
<input type="checkbox"/>	夫婦共に藤井寺市に5年以上居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	婚姻を機に新たに藤井寺市に住居を取得または賃借して、現に居住を開始している。
<input type="checkbox"/>	婚姻を機会として新たに住居を取得もしくは賃借した日から1年以内に婚姻届を提出している、または婚姻日以後に新たに住居を取得もしくは賃借していること。
<input type="checkbox"/>	夫婦いずれか一方の2親等以内の親族が所有、または管理している住居を取得又は賃借する際に要した費用でないこと。ただし、引越費用については、この限りでない。
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方、または一方が藤井寺市の当該住居に住居登録されている。
<input type="checkbox"/>	生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等をうけていない。
<input type="checkbox"/>	藤井寺市が賦課する市税に関して、申請日において滞納がない。
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方または一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない。
<input type="checkbox"/>	藤井寺市暴力団排除条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団員等に該当しない。

提出書類チェックシート

申請時にすべて書類がそろっているかご確認ください。

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	藤井寺市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書もしくは、婚姻日の確認できる戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	誓約書(夫婦それぞれの記名が必要になります。)
<input type="checkbox"/>	同意書(夫婦それぞれの記名が必要になります。)
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票の写し(同意書を提出し、藤井寺市の公簿等で確認が取れる場合は不要です。)
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得証明(同意書を提出し、藤井寺市の公簿等で確認が取れる場合は不要です。)
<input type="checkbox"/>	夫婦の納税証明(同意書を提出し、藤井寺市の公簿等で確認が取れる場合は不要です。)
<input type="checkbox"/>	契約書・重要事項説明書の写し
<input type="checkbox"/>	領収書(補助対象の領収書)【領収日・宛名の記載、領収した者(貸与人や仲介業者等)の印、明細のある物】 ※振込みや引き落としの確認できる通帳の写し等で代用できる場合があります。
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給状況証明書または住宅手当の支給の確認できる給与明細書

下記の状況に該当する場合は以下の書類も必要になります。

<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金を返済している場合は、貸与型奨学金の返済額を示した書類
<input type="checkbox"/>	地域優良賃貸住宅の支援を利用している場合は、それを確認できる書類
<input type="checkbox"/>	住宅手当が支給されていないことを証明する書類が用意できない場合は、申立書
<input type="checkbox"/>	その他【 】